

農地・土地改良施設の 大規模災害対応マニュアル

～ 災害復旧を効率的に進めるために ～



令和7（2025）年3月

鹿児島県農政部農地保全課

農地・土地改良施設の大規模災害対応マニュアル 目次

第1章 マニュアルの適用等

| | |
|-----------------|---|
| I 適用 | 1 |
| II 特徴 | 1 |
| III 大規模災害時の対応手順 | 2 |

第2章 大規模災害の発生が予測されるときへの対応

| | |
|----------------|---|
| I 災害発生に備える事前準備 | 4 |
|----------------|---|

第3章 平常時の備え

| | |
|------------------------|---|
| I 土地改良施設に関する資料整備 | 6 |
| II 被害調査や査定などに必要な資機材の整備 | 7 |
| III 研修会の実施 | 8 |

第4章 大規模災害発生直後の対応

| | |
|------------------------------|----|
| I 組織内における体制の整備 | 9 |
| II 全体被害概要の把握 | 16 |
| III 被害状況把握のための現地調査 | 19 |
| IV 被災農家へのアプローチ | 21 |
| V 査定前着工の実施 | 24 |
| VI 国や農村災害復旧専門技術者への支援要請 | 26 |
| VII 県の支援体制 | 29 |
| VIII 現地視察に対する対応 | 30 |
| IX 当該年度業務の取扱い | 31 |
| X 県の農地・農業用施設災害復旧事業に係わる支援について | 32 |



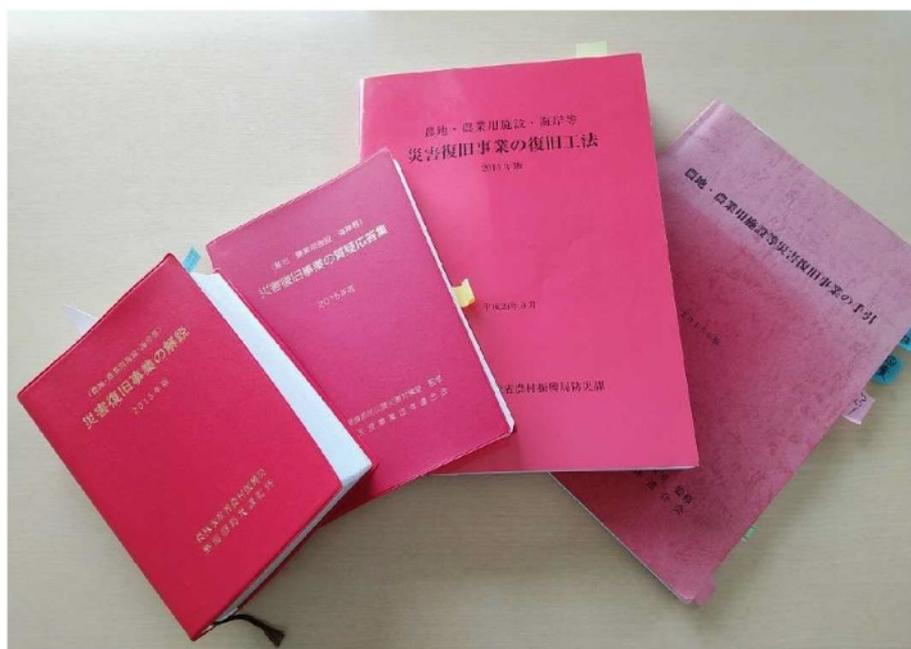
表紙写真：さつま町提供

被災状況：令和3年7月9日～10

梅雨前線豪雨災害

場所：さつま町平川地内（河川：2級河川海老川）

本マニュアルは、大規模災害時の補助対応や事前の備えについて重点を置いて作成しているため、災害復旧事業の解説（通称：赤本）や国作成のマニュアル等の関連ページを参照しながら御活用いただければ幸いです。



写真は、左から順に

- 災害復旧事業の解説（2022年版）
- 災害復旧事業の質疑応答集（2022年版）
- 農地・農業用施設・海岸等災害復旧事業の復旧工法（2014年版）
- 農地・農業用施設等災害復旧事業の手引（2015年版）

※上記図書は、令和7年（2025年）3月時点における最新版

※農地・農業用施設・海岸等災害復旧事業の復旧工法（2014年版）は2025年3月時点において改訂作業中

第1章 マニュアルの適用等

I 適用

本マニュアルは、**震度6弱以上の地震、特別警報^{※1}が発表されるような豪雨**などにより、農地・土地改良施設が複数の市町村にまたがる広範囲な地域で甚大な被害が発生した災害（大規模災害）を対象とします。

鹿児島県における大規模災害が発生した年と主な災害

| No. | 年災 | 主な災害 | 被害額(百万円) |
|-----------------|-------|--------------------------|----------|
| 1 | 平成5年 | 8月豪雨(8・6水害) | 47,100 |
| 2 | 平成9年 | 北西部地震, 秋雨前線豪雨(針原地区土石流災害) | 13,430 |
| 3 | 平成元年 | 台風11号 | 12,334 |
| 4 | 平成18年 | 県北部豪雨災害 | 10,744 |
| 5 | 平成2年 | 秋雨前線豪雨, 台風20号 | 9,758 |
| 6 | 平成7年 | 梅雨前線豪雨 | 9,500 |
| 7 | 令和2年 | 7月豪雨 | 8,203 |
| 8 | 平成13年 | 9月豪雨 | 7,865 |
| 9 | 平成22年 | 秋雨前線豪雨(奄美豪雨災害) | 7,029 |
| 10 | 平成28年 | 台風16号 | 6,484 |
| 直近10年平均(H27~R6) | | | 3,850 |

II 特徴

1 各段階において、「いつ」「誰が」「何を」「どのように」行動すべきか
記載

2 押さえるべきポイントをまとめたチェックリスト

・業務に取り組むにあたっての考え方や作業手順を本文に記載

3 各市町村で取り組まれている事例を掲載

・BCP^{※2} 発動による部局を越えた連携（1か月、災害対応経験のある職員を増員配置）

・災害協定に基づく市町村間の相互応援 など

※1 ○警報の発表基準をはるかに超える大雨・大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表。気象庁では、平成25年8月30日から運用している。

※2 ○業務継続計画（BCP:Business Continuity Plan）とは、実際に大規模な災害や事故が発生した際に、重要業務の継続と早期復旧を実現するための対応計画。

東日本大震災後、その重要性が再認識され、企業やインフラ管理者が策定に取り組んでいる。

Ⅲ 大規模災害時の対応手順(農地・土地改良施設の復旧に関するタイムライン)

| 時期 | 国庫災害復旧事業の流れ | マニュアル(案) | | | | | | |
|-----------|--------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|--|--|---|----------------------------------|--|
| | | 項目 | 市町村 | 県出先事務所 | 本庁 | 地元・県土連等・国等 | | |
| 災害発生前 | | 第2章 大規模災害の発生が予測される ときの対応 | I 災害発生に備える事前準備 | ①最新の気象情報の収集・共有 | ①最新の気象情報の収集・共有 | ①最新の気象情報の収集・共有 | | |
| | | | | ②災害復旧事業の流れ・初動対応確認 | ②災害復旧事業の流れ・初動対応確認 | ②災害復旧事業の流れ・初動対応確認 | | |
| | | | | ⑤土地改良区等の施設管理者へ連絡・指示(ゲートの転倒、閉塞ゴミの除去、事前放流等) | ④市町村へ発災時の体制・対応を確認 | ③土地改良区等や市町村、県出先事務所へ施設の事前点検や体制構築、操作訓練を指示 | ・施設の巡視及び点検(施設管理者) | |
| | | | | ⑥県土連等へ発災時の協力体制を事前に確認 | | ⑥県土連等へ発災時の体制・対応を確認 | ・初動対応確認(県土連等) | |
| 平常時 | | 第3章 平常時の備え | I 土地改良施設に関する資料整備 | ①土地改良区等へ施設台帳や写真の整備、字切図や農地情報の整理等を周知 | ②管内市、市町村図や河川図の収集・保管 | | ・施設台帳や写真の整備等(地元) | |
| | | | | II 被害調査や査定などに必要な資機材の整備 | ①必要な資機材をリスト化し、定められた場所に保管 | ①必要な資機材をリスト化し、定められた場所に保管 | | |
| | | | | III 研修会の開催 | ②研修会や担当者会議へ出席 | ②研修会や担当者会議へ出席 | ①研修会や担当者会議を開催 | |
| | | | | ④講習会や研修会へ出席 | ③市町村や土地改良区を対象とした講習会や研修会を開催 | | ・講習会、研修会への参加(地元) | |
| 大規模災害発生!! | | | | | | | | |
| 3日以内 | 災害報告(通報) ※判明したのから順次報告 | 第4章 大規模災害発生直後の対応 | I 組織内における体制整備 | ①担当や課の枠を超えた体制構築 | ①担当や課の枠を超えた体制構築 | ①担当や課の枠を超えた体制構築 | ・受注体制の強化(県土連等) | |
| | | | | ②防災重点農業用ため池の緊急点検、農業集落排水施設等重要施設の状況確認 | ③防災重点ため池の緊急点検等を支援 | ②防災重点ため池や農業集落排水施設等重要施設の状況確認 | ・安全に留意し点検実施(施設管理者) | |
| | | | | ④大規模災害対応マニュアルに基づく行動を開始 | ③大規模災害対応の開始を市町村へ周知 | ②大規模災害を確認した場合、大規模災害対応の開始を周知 | ・大規模災害対応の開始を周知(県土連等) | |
| | | | | II 全体被害概要の把握 | ①被害情報収集・共有 | ②被害情報収集・共有 | ③被害情報収集・共有 | |
| 1週間以内 | 応急仮工事 ※事業主体の判断で実施可能 | III 被害状況把握のための現地調査 | ④ドローンによる被害状況撮影・データ共有 | ④ドローンによる被害状況撮影・データ共有 | ⑤データ共有 | ・ドローンによる被害状況撮影(県土連等) | | |
| | | | ⑥団体営事業実施地区の状況確認・報告 | ⑦県営事業実施地区の状況確認・報告 | | | | |
| | | | ⑧被災した防災重点農業用ため池の応急対策実施、下流集落や消防団等への急報 | ⑨応急対策等に関する助言、国への協力要請 | ⑩国への協力要請 | ・高度な技術判断を要する場合に専門家等を派遣(国) | | |
| | | | V 査定前着工の実施 | ①増破や二次被害防止のための応急仮工事の実施 | ②応急仮工事に対する助言・指導 | | ・応急工事に係る意思確認(地元) | |
| 2週間以内 | 災害概要報告 ※被害推定総額10億円以上 | IV 被災農家へのアプローチ | ①現地調査のルート整理、被害概要調査チーム編成 | | | | | |
| | | | ②チーム編成が困難な場合、県土連や県へ支援要請 | ③現地調査を支援 ④調査箇所が膨大で、事務所だけで対応困難と判断した場合、本庁へ応援要請 | ⑤関係課から支援要員を確保し、事務所に派遣 | ・現地調査業務受託(県土連等) ・現地調査立会い(地元) | | |
| | | | VI 国や農村災害復旧専門術者への支援要請 | ①チラシや説明会による制度周知 ①電話、面談、現地調査等による相談対応 ②応急工事の実施検討 | | | ・現地調査立会い(地元) ・応急工事に係る意思確認(地元) | |
| | | | V 査定前着工の実施 | ①応急本工事の実施協議 | ②内容を確認し本庁へ提出 | ③内容を確認し国へ提出 | ・応急工事に係る意思確認(地元) | |
| | | VII 県の支援体制 | ⑥工事着工 | ⑤協議結果送付 | ④協議結果送付 | ・応急本工事の確認(国) | | |
| | | | ①県をを通じて国へ派遣要請 | ②市町村からの要望内容を把握し、本庁に報告 | ③市町村からの要望内容を整理し、国へ派遣要請 | ・MAFF-SATの派遣(国) | | |
| | | | ①県土連へ水土木ボランティアの派遣要請 | | ②支援会議で支援計画を確認 | ・水土木ボランティアの派遣(県土連) | | |
| | | | ①高度な技術判断が必要な場合、国へ専門家等の派遣要請 | ②市町村からの要望内容を把握し、本庁に報告 | ③市町村からの要望内容を整理し、国へ派遣要請 | ・高度な技術判断を要する場合に専門家等を派遣(国) | | |
| | | VIII 現地視察に対する対応 | ①市町村内部の体制を強化しても支援が必要な場合、県へ支援要請 | ②市町村から支援要請を受け、事務所のみでは対応困難な場合は本庁に報告 | ③関係課及び事務所からなる応援派遣可能者リストを作成し、事務所間の調整を行う | | | |
| | | | ④県内の人員では対応不可の場合、国や他県、全土連へ応援要請 | | | ・国や他県職員、他県土連からの派遣(国、他県、全土連) | | |
| | | IX 当該年度業務の取扱い | ③情報共有、視察対応への協力 | ②情報共有、視察対応への協力 | ①情報共有、総合調整 | ・国会議員案件の共有(国) | | |
| | | | ①地元意向確認、課題整理、協議調整 | ②地元意向確認、課題整理、協議調整 | ③事業の進捗状況及び今後の見通し、予算調整及び繰越の可否に関するヒアリング | ・地元の意向確認(地元) ・予算調整、繰越協議(国) | | |

Ⅲ 大規模災害時の対応手順(農地・土地改良施設の復旧に関するタイムライン)

| 時期 | 国庫災害復旧事業の流れ | マニュアル(案) | | | | | | |
|-------|--------------------|--------------------------------|--|---|--|--|---|------------------------------|
| | | 項目 | 市町村 | 県出先事務所 | 本庁 | 地元・県土連・国等 | | |
| 2週間以内 | ↓ | 災害査定に向けた対応 | I 復旧方針の決定 | ①小規模災害は、自力復旧や水士里サークル活動組織等による直営施工、市町単独事業での実施を検討 | ②復旧工法の検討や事業費の算定が円滑に進むよう、市町へ助言・指導 | | ・地元の意向確認(地元) | |
| | | | II 査定方針の検討 | ④協議結果に基づき、査定設計書を作成 | ①査定方針(通常、簡易、超簡易)を決定 ②市町への助言・指導 | ①査定方針(通常、簡易、超簡易)を決定 ②国とさらなる査定の簡素化について協議。その結果を踏まえ、査定設計書を作成するよう通達 | ・査定の簡素化に係る協議(国) | |
| 3週間以内 | III 測量設計コンサルタントの確保 | | ①県土連や地元測量設計コンサルタントを確保。経験の少ない測量設計コンサルタントには研修会への参加を要請 ④県内コンサルタントの確保が困難な場合、県外コンサルタントの協力依頼のため、県を通じて国へ要請 | ②市の委託により県土連又は地元測量設計コンサルタントにより査定設計書を作成できるよう指導 | ③県土連から対応可能量を聞き取り整理。キャパオーバー分は、他県土連の支援要請を依頼 | ・全土連を通じて他県土連へ応援要請(県土連) | | |
| | IV 進捗管理とマネジメント | | ①調査や査定設計書作成の進捗状況を県振興局等へ報告 | ②市町村からの報告に基づき、進捗管理表を更新。進捗遅延地区に対する指導、助言 | ③進捗状況を把握し、必要に応じて支援(応援)体制を見直し | | | |
| 60日以内 | ↓ | | 計画概要書提出 ※60日以内 | V 査定設計書の作成 | ②ひな形設計書の適用が難しい場合、県振興局等へ支援要請 | ③必要に応じて、県土連等に照会 | ①ひな形設計書(積算書)を作成、提供 | ・安定計算など高度な技術力を要する設計の対応(県土連等) |
| | | | | VI 災害査定時の体制 | ①土地改良区や県土連と連携して班編制 | ②期間や班数に応じて対応する人員をバランスよく配置。連絡担当者1名を必ず配置 | ③各班からの確認依頼に対応するため複数の担当者を配置。全体的な進捗管理、現場への指示事項を決定する総括責任者を配置 | ・査定への協力(地元、県土連等) |
| | ↓ | | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |
| | | | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |
| | ↓ | | 査定後の対応 | I 査定設計書による工事発注 | ①査定設計書が工事発注に可能かどうか確認。可能な場合は、特記仕様書に概算数量で発注し精査により設計変更する旨を明記し発注 | ②円滑に工事発注が進むよう助言・指導 | | ・地元の意向確認(地元) |
| | ↓ | | | II 次期作の営農再開に重点を置いた工事発注 | ①全ての工事箇所を順位付け ②用水供給のために重要な取水施設の復旧を優先 | ③円滑に工事発注が進むよう助言・指導 | | ・地元の意向確認(地元) |
| | | III 被災農家、集落や多面的機能支払活動組織による直営施工 | | ①被災農家や土地改良区等の団体と直営施工の可否を協議 ②事業実施前に計画変更を実施 | ③安全かつ円滑に直営施工が進むよう助言・指導 | | ・地元の意向確認(地元) | |
| | ↓ | IV 河川災害復旧事業との連携工事 | | ③一括発注の可能性を検討し、施設管理者と協議調整 | ①必要に応じ連絡調整会議災害部会を設置し、情報を共有、一括発注の提案 ④市町等と土木事務所との調整を支援 | ①必要に応じ連絡調整会議災害部会を設置し、情報を共有 ⑤手続きの支援・指導 | 地元の意向確認(地元) | |
| | | V 不調・不発対策 | | ①発注件数の最小化、随意契約の活用、入札条件の緩和 | ②建設業協会へ協力要請 | | | |
| | ↓ | VI 表土確保や残土処分対策 | | ①情報収集 ③残土用地や採土場の確保 | ②情報提供 ④土壌診断や土壌改良などの技術支援 | | | |
| | | VII 建設資材確保対策 | | ③二次製品や石材等の需要量調査 ⑥復旧スケジュールの整理、適切な現場指導 | ②二次製品や石材等の需要量調査 ⑤情報提供、復旧スケジュールの検討支援 | ①二次製品や石材等の需要量調査 ④製品協同組合との情報交換、事務所へ情報提供 | | |
| | ↓ | VIII 工事監督 | | ①適切な現場監督 | ②現場監督のポイント等を活用・指導 | | | |
| | | IX 災害復旧事業の事務手続き | | ①BCPの実施、人員体制の再構築などによる体制強化 ⑤最新の情報を把握し、事務を遂行 | ②状況に応じて、支援(応援)体制を見直し ④協議、申請資料の簡素化などの情報提供 | ③協議、申請資料の簡素化について、国と協議 | ・査定の簡素化に係る協議(国) | |
| | ↓ | 営農対策 | I 営農再開に必要な情報の提供と技術支援 | ③自治会、JA、土地改良区等と連携し、地域毎の情報伝達体制を構築 ⑥農家へ技術対策、代替作物の販売先や畜産農家などの情報提供 | ②地域毎の復旧状況や営農再開に関する課題を把握 ⑤技術対策の周知、代替作物の販売先や畜産農家との調整等について助言 | ①JA、鹿児島県農業共済組合等で連絡会議を開催し、農業者への支援・情報提供を検討 ④県振興局等へ技術対策や各種制度の情報提供 | | |

第2章 大規模災害の発生が予測されるときへの対応

I 災害発生に備える事前準備

最新の気象情報入手、先手の対応を

- 市町村や県は、台風や梅雨前線など、大雨がある程度予測できる場合は、常に気象情報に注意するとともに、万が一に備え、災害発生時の初動対応などについて確認しておきます。
- 地震が発生した際は、農業用ダムや防災重点農業用ため池の臨時点検が必要になることから、万が一に備え初動対応などについて確認しておきます。
- また、地震発生直後には津波が発生する場合もあることから常に海岸保全施設等の点検をしておくことが重要です。
- 市町村や県は、農地・土地改良施設等の災害の防止又は被害を軽減するため、頭首工や排水路等の施設管理者に対し、事前に巡視及び点検など万全の措置を講ずるよう周知します。
- 特にため池については、余水吐の閉塞の原因となる貯水池内の流木や浮遊物の除去、また、かんがい用水の確保に留意しつつ、施設の安全性を確保する観点からも、可能な範囲で貯留水の事前放流（水位低下）を行うことなどを施設管理者に意識してもらうことが重要です。

1 市町村における具体的な行動

- (1) 天気情報サイトや危機管理部局などから、最新の防災気象情報などを収集・共有します。気象災害を未然に防止するためには、事前の対策が重要になってきます。
- (2) 本マニュアル等により、災害復旧事業の流れや初動対応を確認しておきます。
- (3) 土地改良区等の施設管理者に連絡し、土地改良施設の適切な操作を指示するとともに、大規模災害発生時の体制・対応を確認しておきます。
- (4) 民間コンサルや鹿児島県土地改良事業団体連合会（以下、「県土連等」という。）等に連絡し、大規模災害発生時に対応できるか確認しておきます。

2 県出先事務所における具体的な行動

- (1) 天気情報サイトなどから、最新の防災気象情報などを収集・共有します。
- (2) 本マニュアル等により、災害復旧事業の流れや初動対応を確認しておきます。
- (3) 市町村等に連絡し、大規模災害発生時の体制・対応を確認しておきます。

3 本庁における具体的な行動

- (1) 天気情報サイトなどから、最新の防災気象情報などを収集するとともに、関係部局との共有を図ります。
- (2) 本マニュアル等により、災害復旧の流れや初動対応を確認しておきます。
- (3) 防災気象情報などを県出先事務所や市町村へ情報提供するとともに、事前点検や体制構築を指示します。
- (4) 県土連等に連絡し、大規模災害発生時の体制・対応を確認しておきます。

【ポイント】災害を発生させないために

甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたと認められる災害（水門等の施設の操作その他管理の甚だしい不良により生じた災害）は国庫補助災害復旧事業の対象となりません。

このため、日頃から土地改良施設の適切な維持管理に努めるとともに、大雨が予想される場合には、適切な施設操作を行い、「備える」ことが重要です。

【施設管理者へ確認例】

安全には十分に気をつけて、無理はさせません

- ・ 頭首工のゲートは、増水に備えて開放しましたか？（倒しましたか？）
- ・ 水路や暗渠などがゴミで閉塞していませんか？
- ・ ため池の余水吐がゴミで閉塞していませんか？

第3章 平常時の備え

I 土地改良施設に関する資料整備

迅速な調査のために施設の特徴を知る

災害発生後、迅速に土地改良施設の被災状況調査や応急工事を実施するためには、施設の位置をプロットした管内図や市町村図、施設台帳や水路系統図等を整理しておくことが重要です。

1 市町村における具体的な行動

土地改良区等の施設管理者に対し、頭首工、ため池などの水利施設の位置、構造が分かる施設台帳や写真の整備、また、補助率増高申請で必要となる字切図や農地情報の整理等を進め、災害発生に備えておきます。

2 県出先事務所における具体的な行動

管内図、市町村図や河川図を、定められた場所に保管しておきます。なお、電子データも用意できると、その後の資料作成に活用できるので便利です。

【被災状況の見える化】

災害発生後、速やかに被災位置や被災状況等をプロットするため、管内図（白図）や市町村位置図（白図）を準備しておきます。

Ⅱ 被害調査や査定などに必要な資機材の整備

使用頻度の少ないものは借用で対応

被災状況調査や査定設計書作成の測量などに必要な資機材をリスト化し、定められた場所に保管しておきます。

なお、使用頻度の少ない資機材や不足する資機材については、あらかじめ借用先を決めておく方法もあります。

1 市町村における具体的な行動

被災状況調査や査定設計書作成の測量などに必要な資機材をリスト化し、定められた場所に保管しておきます。

なお、使用頻度の少ない資機材や不足する資機材については、あらかじめ借用先を決めておきます。

2 県出先事務所における具体的な行動

被災状況調査や査定設計書作成の測量などに必要な資機材をリスト化し、定められた場所に保管しておきます。

【現地調査（測量）に必要な機材等の準備】

簡易査定方式を採用した場合に必要な機材は下記のとおりです。（測量作業が簡略されるため、平板など測量機材の一部が不要）

作業は、全体及び代表断面の写真撮影、標識杭（+起点・終点）の打設、延長測量、土砂堆積厚確認（レベル測量、坪堀）

【ドローン】

ドローンを用いれば、人の立ち入りが困難な被災場所も調査可能となることから、市町村においても導入したり、ドローンを保有する測量設計コンサルタントと災害時の使用について協定を結ぶなどして、活用できる体制を整えておくことが重要です。

Ⅲ 研修会の実施

写真の撮影方法など基礎的なところから

災害状況の写真撮影や現地の測量方法など基礎知識を深めるところから、測量現地研修や模擬災害査定などの実務中心の研修会を開催し、災害復旧の経験が少ない関係職員の知識や技術力の維持・向上を図ります。

1 市町村における具体的な行動

定期的で開催される「災害復旧事業研修会」や「災害復旧事業担当者会議」、県出先事務所単位で開催される「担当者会議」などに積極的に参加し、職員の災害復旧に関する知識や技術力の向上を図ります。

2 県出先事務所における具体的な行動

- (1) 定期的で開催される「災害復旧事業研修会」や「災害復旧事業担当者会議」などに積極的に参加し、職員の災害復旧に関する知識や技術力の向上を図ります。
- (2) 各県出先事務所で開催される農業農村整備推進協議会や担当者会議など、市町村や土地改良区役職員を対象とする会議を活用して災害復旧に関する「担当者会議」を開催します。
- (3) 施設管理者を対象に、県土連と連携して保全管理の手法習得を目的とした研修会を開催し、施設の適切な保全管理の取組を指導・支援します。

3 本庁における具体的な行動

定期的な「災害復旧事業研修会」や「災害復旧事業担当者会議」などの開催や、国等が主催する各種研修会への参加を促進し、市町村や県の職員の災害復旧に関する知識や技術力の向上を図ります。

第4章 大規模災害発生直後の対応

I 組織内における体制の整備

担当や課の枠を超えたサポートを

大規模災害発生直後、市町村においては部局にかかわらずライフライン復旧対応等に人員が割かれ、耕地関係部局職員が手薄となって市町村と県との間の情報共有がスムーズに行えなくなることが懸念されます。

一方、土地改良区や被災農家などからは、土地改良施設や農地の被害に関する通報や支援に関する問合せが市町村に多数寄せられることとなります。

また、農業用ダムや防災重点農業用ため池などについては、施設管理者に対し点検の指示を行うとともに、管理者・所有者不明については市町村自ら安全に十分配慮しつつ速やかに点検を行い、異常が確認された場合には決壊を防止するための応急対策や下流住民への周知を図る必要があるなど迅速な対応が求められることとなります。

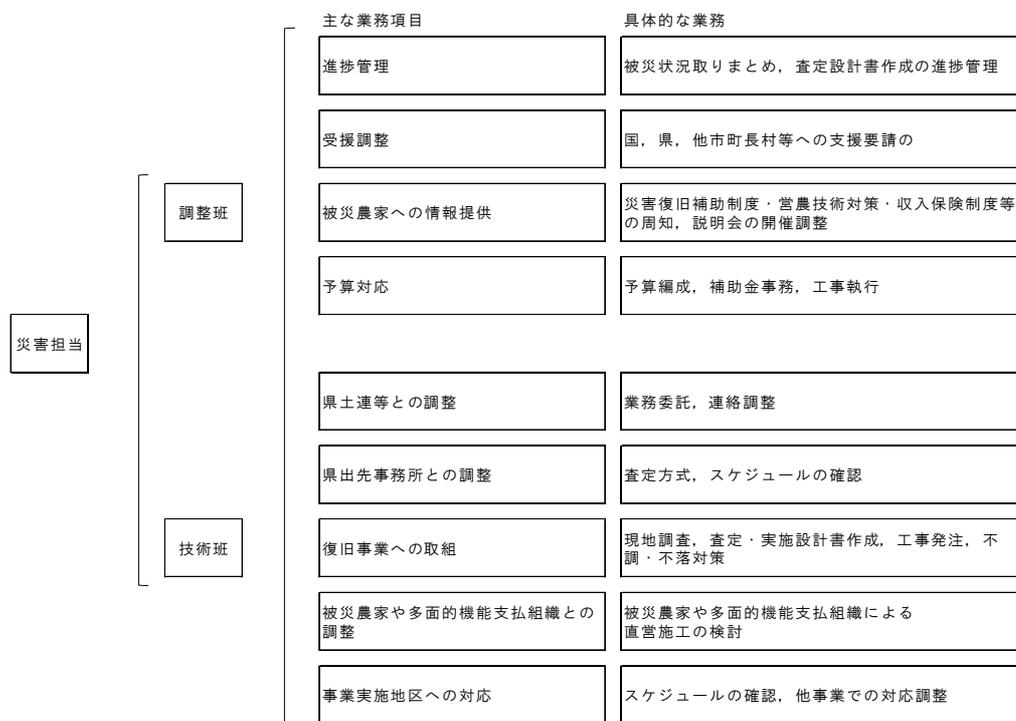
このように、災害復旧を担当する部署は、短期間の間に様々な対応が求められるマンパワーが不足することから、あらかじめ定めておいた大規模災害発生時の役割分担により行動することが重要です。

1 市町村における具体的な行動

- (1) 災害復旧を担当する部署を効率的にサポートできるよう、業務を調整部門と技術部門に大別し、あらかじめ定めておいた役割分担（サポート体制図）に基づき行動します。
- (2) 災害復旧業務経験者を臨時的に増員配置するなど、市町村内部から体制を強化します。
- (3) 土地改良区や被災農家、水土里サークル活動組織などからの通報等に関する問合せについては、「いつ（日時）」「どこで（場所）」「何が（田・畑・道路・水路・ため池・頭首工・用排水機場など）」「どのような被害があったか（崩壊・崩落・土砂流出入・湛水・浸水など）」を災害受付票に沿って聞き取り記録し、電子化（データベース化）して役所内で情報共有できる体制を整えます。
- (4) 震度4以上の地震発生時には堤高15m以上の施設、震度5弱以上では全ての防災重点農業用ため池を対象に、24時間以内に緊急点検を実施（大雨特別警報時においては時間的制約はありませんので、十分に安全が確保されてから実施）する必要がありますので、緊急連絡網により施設管理者へ必要な

指示を行います。その際、安全に十分配慮して点検を行うこと、無理はしないことを付け加えます。

○市町村におけるサポート体制図の例



【担当や課の枠を超えたサポートを】

- ・ 技術職員以外でも行える業務は行政職員にも割り振り、職場一丸となって対応する体制を構築することが重要です。
- ・ 特定の担当や職員に業務が集中しないよう、作業の進捗に応じて柔軟に役割分担や人員配分を調整することも必要です。
- ・ 災害復旧業務に携わる職員全員が共有ドライブなどで必要な情報や作業データを共有し、業務の見える化を図ることが重要です。

【通報をたらい回しすることがないように】

通報者は、不安な気持ちを抱え連絡してくることが大半です。

「担当者不在で分からない」ということにならないよう、電話を受けた者が災害受付票に基づき聞き取りを行いましょう。

なお、通報者の「氏名、連絡先」を必ず確認し記録しましょう。

地震発生・大雨特別警報発令時における農業用ため池の点検

震度4以上の地震発生時には堤高15m以上の施設、震度5弱以上では全ての防災重点農業用ため池を対象に、24時間以内に緊急点検を実施（大雨特別警報時においては時間的制約はありませんので、十分に安全が確保されてから実施）する必要があります。

あらかじめ、ため池管理者、市町村及び県の役割分担を明らかにして、緊急時に確実に点検できる体制を整えておくことが重要です。

① ため池管理者の責務

ため池の機能が十分に発揮されるよう、日頃からため池の適正な管理に努めるとともに、緊急時には身の安全確保に最大限注意を払い、主体的に点検を実施します。

② 市町村の責務

地域の防災に責任を有する市町村として、情報収集や緊急時の点検調査等にため池管理者と連携して取り組みます。

③ 県の責務

県は、ため池管理者及び市町村の責務が十分に果たされるよう広域的な見地からの調整を行うとともに、緊急点検が安全かつ効率よく実施できるよう必要な情報の提供や支援を行います。

【施設管理者不明のため池の点検】

市町村は、管理者が不明なため池について、引き続き施設管理者の特定に努めるとともに、施設管理者に代わる点検体制をあらかじめ整えておく必要があります。

【点検のルート及び手順の確認】

ため池管理者は、対象ため池について、地震発生後に迅速に対応できるよう、あらかじめ誰でも分かるような点検ルート（点検順路及び順路が被災した場合の迂回路）及び点検項目毎の手順（点検箇所、点検順序等）を定めておく必要があります。

市町村及び県出先事務所は、管理者による点検が確実に実施できるよう支援します。

地震発生・大雨特別警報発令時における農業用ダムの点検

震度4以上または地震動25gal以上の地震発生時には1時間以内に目視による速報又は、対応状況を概要速報にて報告する。その後、3時間以内においては一次点検（様式：ダムの点検録）を行い、24時間以内で二次点検を実施（大雨特別警報時においては時間的制約はありませんので、十分に安全が確保されてから実施）する必要があります。

あらかじめ、ダム管理者、市町村及び県の役割分担を明らかにして、毎年度更新する「ダム緊急時の連絡体制」を共有しておくことが重要です。

① 農業用ダム管理者の責務

農業用ダムの機能が十分に発揮されるよう、日頃から適正な管理に努めるとともに、緊急時には身の安全確保に最大限注意を払い、主体的に点検を実施します。

② 市町村の責務

地域の防災に責任を有する市町村として、情報収集や緊急時の点検調査等に農業用ダム管理者と連携して取り組みます。

③ 県の責務

県は、農業用ダム管理者及び市町村の責務が十分に果たされるよう広域的な見地からの調整を行うとともに、緊急点検が安全かつ効率よく実施できるよう必要な情報の提供や支援を行います。

【点検のルート及び手順の確認】

農業用ダム管理者は、対象ダムについて、地震発生後に迅速に対応できるよう、あらかじめ誰でも分かるような点検ルート（点検順路及び順路が被災した場合の迂回路）及び点検項目毎の手順（点検箇所、点検順序等）を定めておく必要があります。

市町村及び県出先事務所は、管理者による点検が確実に実施できるよう支援します。

地震発生・大雨特別警報発令時における海岸保全施設の点検

地震発生時には津波注意報や警報の発令状況を確認し十分に安全が確保されてから速やかに実施する必要があります。

あらかじめ、施設管理者、市町村及び県の役割分担を明らかにして、緊急時に確実に点検できる体制を整えておくことが重要です。

また、津波等が発生した際に堤防の機能が十分に発揮できるよう操作規則[※]に定められた訓練を少なくとも年1回以上実施しておくことが重要です。

① 農地海岸保全施設管理者の責務

保全施設の機能が十分に発揮されるよう、日頃から適正な管理に努めるとともに、緊急時には身の安全確保に最大限注意を払い、主体的に点検を実施します。

② 市町村の責務

地域の防災に責任を有する市町村として、情報収集や緊急時の点検調査等に施設管理者と連携して取り組みます。

③ 県の責務

県は、海岸保全施設の管理者であることを自覚し、管理委託者である市町村の責務が十分に果たされるよう広域的な見地からの調整を行うとともに、緊急点検が安全かつ効率よく実施できるよう必要な情報の提供や支援を行います。

※ 海岸保全施設のうち海水の浸入を防止するための操作が伴う水門・陸閘がある海岸保全施設は、海岸法第14条の2に規定する操作規則をあらかじめ定めておく必要がある。

【点検のルート及び手順の確認】

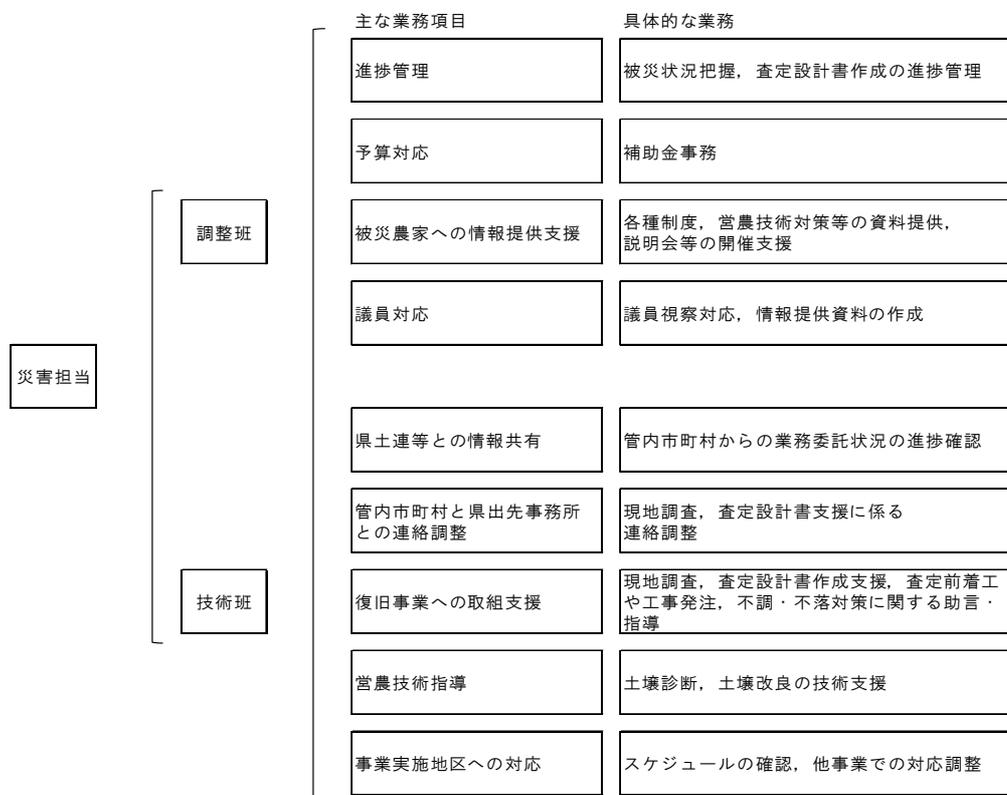
あらかじめ施設の場所を確認しておくとともに、誰でも分かるような点検ルート（点検順路及び順路が被災した場合の迂回路）及び点検項目毎の手順（点検箇所、点検順序等）を定めておく必要があります。

市町村及び県出先事務所は、管理者による点検が確実に実施できるよう支援します。

2 県出先事務所における具体的な行動

- (1) 農村整備課内はもとより、事務所内の職員が、災害復旧を担当する部署の業務を効率的にサポートできるよう、業務を調整部門と技術部門に大別し、あらかじめ定めておいた役割分担（サポート体制図）に基づき行動します。
- (2) 震度4以上の地震発生や大雨特別警報発令後、市町村はため池管理者と連携して防災重点農業用ため池の緊急点検を実施することになりますが、県出先事務所は緊急点検が安全かつ効率よく実施できるよう必要な情報の提供や支援を行います。

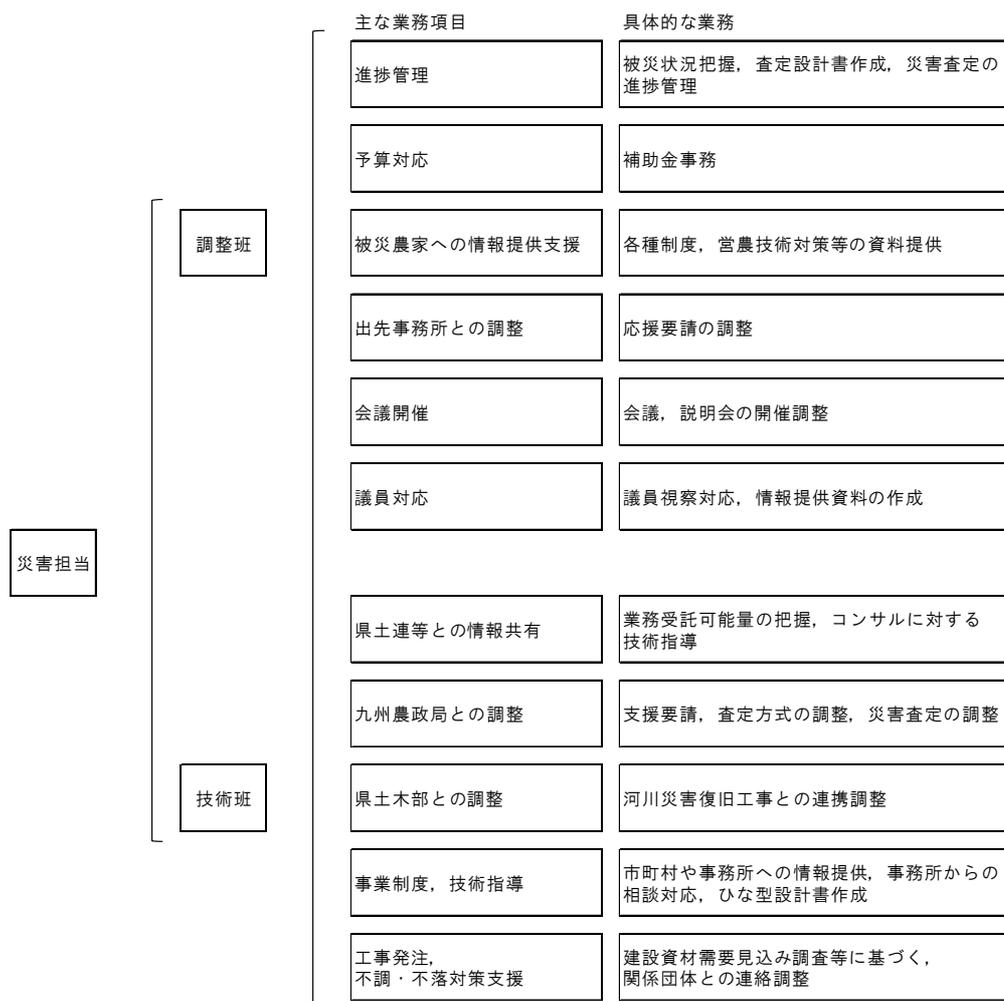
○県出先事務所におけるサポート体制図の例



3 本庁における具体的な行動

農地保全課内はもとより、農政部内の職員が、災害復旧に係る業務を効率的にサポートできるよう、業務を調整部門と技術部門に大別し、あらかじめ定めておいた役割分担（サポート体制図）に基づき行動します。

○本庁におけるサポート体制図の例



Ⅱ 全体被害概要の把握

ドローンの積極的活用

災害が発生した場合、県は、直ちに市町村等を通じて災害の状況を把握するとともに、農村振興局長及び九州農政局長に被害を報告します。（暫定法要綱第5）

その内容は、農地については被害箇所数、被災面積、被害額、農業用施設については箇所数、被害額、被災施設の工種のほか、災害中心地（例えば、〇〇水系、上流部等）及び被害集計時点を明確にし、少なくとも1日1回程度は報告することが望ましいとされています。

また、被害推定額が10億円以上（見込まれる場合を含む）になった場合は、災害概要報告書を作成し、災害発生後1週間以内に提出しなければなりません。

このため、県は、市町村や関係機関と連携・協力して迅速に情報収集、共有を図ることが求められます。

1 市町村における具体的な行動

- (1) 土地改良区、その他施設等の管理者、市町村危機管理部局や建設部局、県出先事務所などから被害の情報を入手します。
- (2) 全体被害概要の把握は、ドローンで撮影する範囲を選定することも目的としますので、大まかな範囲での被害情報収集を行います。
- (3) 保有するドローンを利用して被害状況を撮影します。なお、撮影にあたっては、県土連等や県出先事務所と役割分担を明確にして行います。
- (4) 収集した情報や資料などは、速やかに県出先事務所等に提供します。
- (5) 団体営事業実施中の地区がある場合には、工事監督員が現場代理人にチェックリストを用いて状況を確認します。
- (6) 土地改良区等が事業主体となっている団体営事業実施中の地区がある場合には、事業主体に対し、上記と同様の確認を要請します。
- (7) 防災重点農業用ため池の被害報告を受けた場合には、速やかに現地確認を行うとともに、応急対策が必要と判断される場合には、ため池管理者とともに緊急放流、ブルーシート掛けや余水吐の閉塞物除去等の応急対策を行います。また、下流等への被害が予測される場合は、関係集落、消防団等に急報します。
- (8) 各方面から入手した情報は、速やかに庁内に周知するとともに、特に重要な情報は、ホワイトボードなどに、わかりやすく掲示しておきます。

2 県出先事務所における具体的な行動

- (1) 市町村や出先事務所建設部、本庁などから被害の情報を収集します。
- (2) 保有するドローンを利用して被害状況を撮影します。なお、撮影にあたっては、市町村や県土連等と役割分担（撮影場所、日時等）を明確にして行います。また、市町村においては、避難所運営やライフライン復旧対応が優先されることがあるため、県出先事務所は積極的にサポートを行います。
- (3) 収集した情報や資料などは、速やかに市町村と本庁等に提供します。
- (4) 県営事業実施中の地区がある場合には、工事監督員が現場代理人にチェックリストを用いて状況を確認します。
- (5) 防災重点農業用ため池の被災を確認した場合は、緊急放流等の応急措置が安全かつ効率よく実施できるよう市町村やため池管理者等に助言します。なお、応急工事に当たって、高度な技術力が必要な場合は、速やかに本庁を通じて九州農政局へ協力を依頼します。
- (6) 各方面から入手した情報は、速やかに所内に周知するとともに、特に重要な情報は、ホワイトボードなどに、わかりやすく掲示しておきます。

3 本庁における具体的な行動

- (1) 被害地域を把握するため、気象関係資料等を危機管理課や气象台などから入手します。
- (2) ライフラインや河川、農作物などの被害の情報を、危機管理課や県土木部関係課、農政課などから入手します。
- (3) SNS を活用した情報収集を行うため、アプリのシステム設定を行い、農政部各課及び各県出先事務所へ取組への参加を依頼します。
- (4) 国や民間企業などが、航空機や衛星、ドローンなどで撮影した被害状況の空中写真等を入手します。
- (5) 収集した情報や資料などは、速やかに県出先事務所及び市町村等へ提供します。
- (6) 防災重点農業用ため池や農業集落排水施設など、被災により人命や人家、公共施設などに甚大な影響を及ぼす施設や農村地域の生活環境を維持する上で重要な施設については、速やかに施設管理者に状況を確認するよう県出先事務所を通じて市町村等に依頼します。
- (7) 各方面から入手した情報は、速やかに課内に周知するとともに、特に重要な情報は、ホワイトボードなどに、わかりやすく掲示しておきます。

【被災状況の見える化】

- ・ 収集した情報や資料は、共有ドライブで関係者がいつでも確認できるようにしておくことが重要です。
- ・ 現地において、スマートフォンやタブレットを用いて情報の確認、追加が行えるようオンラインストレージの活用も検討しましょう。

SNSを活用した情報収集

1 LINEやLINEワークスの活用

- ・ LINEトークやグループ等を活用します。
- ・ 本庁においては、LINEワークスのグループ設定を行い、農政部各課及び振興局や事務所をグループに入れます。

2 報告ルール

- ・ 通信端末の位置情報を「ON」にする方法と、写真に位置情報を添付する方法を記載したマニュアルを作成し、周知します。
- ・ そのほか、現地における状況写真を撮影する対象や構図のガイドラインや現地状況をコメントする時の報告例を周知します。

3 情報共有

- ・ 地理院地図と GoogleMyMap の両方を活用して、情報共有を図ります。

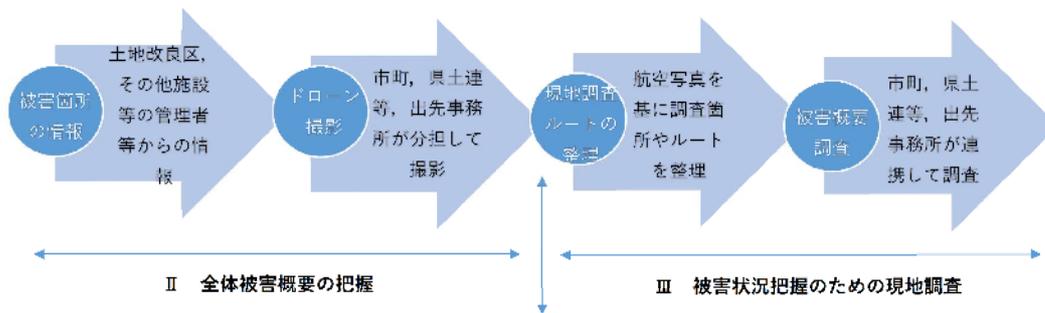
- ・ 写真等のデータについては、受け渡しフォルダやWebファイル共有システムを活用して速やかに情報共有することが重要です。

Ⅲ 被害状況把握のための現地調査

航空写真を活用して効率的に

大規模災害発生時には、道路の被災や大規模湛水などにより、通行可能な道路が限定されることが予想されます。

このため、被害状況把握のための現地調査の実施にあたっては、ドローンで撮影した航空写真を基に調査箇所や点検ルートをあらかじめ整理した上で、必要に応じて被災農家や土地改良区等の立会いを求め、市町村と県が連携して効率よく被害概要調査を行うことが重要です。



1 市町村における具体的な行動

- (1) 全体被害概要や現地から収集された被害状況など踏まえ、2～3名の被害概要調査チームを編成し、地元関係団体（土地改良区等）と連携しながら、被害概要調査を行います。
- (2) 課や部局を超えて人員調整を行っても調査チームの編成が困難な場合には、県土連や所管県出先事務所に支援を要請します。
- (3) 調査は、通行止め箇所やドローンで撮影した航空写真を基に点検ルートをあらかじめ整理した上で行います。
- (4) 被害概要調査においては、「① 被害が発生した中心的場所、② 被災した工種、③ 箇所数、④ 被害面積、⑤ 被害額、⑥ 二次被害防止のための応急工事対策の有無、⑦ 隣接する河川や道路の名称」などを確認し、被害概要調査表に記録します。また、農地・土地改良施設以外の被害についても記録しておきます。
- (5) 被害概要の写真は、デジタルカメラを用いて、被害の規模がわかるように、周囲の建物や電柱、道路などを入れて全景を撮影します。なお、写真データに位置情報を付与することで、容易に被災箇所図とリンクできることも念頭に置きます。
- (6) 被害概要調査は、安全に十分留意し日中に実施します。なお、危険が伴う箇所には近づかないようにします。

- (7) 被災箇所の調査漏れが生じないよう、土地改良区役員や地元関係者などと現地を再確認します。

2 県出先事務所における具体的な行動

- (1) 管内市町村から支援要請があった場合、円滑に調査が進むよう市町村と連携して調査を行います。
- (2) 調査箇所が広範囲かつ膨大で、県出先事務所だけでは対応が困難と判断される場合には、本庁に応援を要請します。
- (3) 市町村や土地改良区等に対し、被災箇所の調査漏れが生じていないか適宜確認します。

3 本庁における具体的な行動

県出先事務所から応援要請があった場合には、農政部関係課から主に農業土木職の支援要員を確保し、当該県出先事務所に派遣して市町村等と連携して調査を行います。

IV 被災農家へのアプローチ

関係農家が多い場合は説明会を

被災農家や土地改良区等は、損壊した農地や土地改良施設の被害の大きさから、復旧の見通しや復旧に係る費用（負担）に不安を抱えています。

このため、被災農家の営農意欲をそぐことがないように、各種の救済制度を説明するとともに、行政として復旧に向けた作業を開始していることを伝えることで、安心感を与えることが重要です。

＜被災農家や土地改良区等に被災直後に周知すべき事項＞

- ① 農地や農道、水路などの土地改良施設が自らの手に負えないほど被災した場合には、できれば被害箇所の写真撮影を行い、市町村に相談して欲しいこと。
- ② 農地・土地改良施設が被災した場合には、国の補助の対象となる災害復旧事業で行える場合があること。
※ 市町村に相談せず被害の写真等がないまま復旧を実施した場合には、国からの補助の対象とならない可能性があること。
- ③ 小さな被害（40万円未満）の場合には、国からの補助の対象とならないこと。
※市町村独自の補助制度がある場合は、その案内を行います。
- ④ 査定前着工制度（応急仮工事・応急本工事）を活用することにより、早期復旧が行えること。※具体的には、「V 査定前着工の実施」を参照してください。

1 市町村における具体的な行動

- (1) 国が作成した「農地・土地改良施設が被災した場合に（営農者用）」、「農地災害復旧事業の補助率（営農）」等のチラシ※を農家や土地改良区等に配布し、自力復旧する前に、必ず市町村に相談するよう周知します。
- (2) 被災農家等が多い場合には、集落や土地改良区、水利組合単位で説明会を開催します。その際、説明会の日程調整、進行等は地元が行い、市町村は事業制度や復旧スケジュール等の説明を行うなど、役割を分担することも検討します。

- (3) 被災農家等から電話等で相談があった場合には、「自分で独自に判断せず、できれば被害箇所の写真の撮影を行い、市町村職員と打合せして欲しい」旨を伝えます。
- (4) 被害箇所の増破防止など応急仮工事に対応する必要がある場合は、事業実施主体である市町村の判断で実施可能です。速やかに対応しましょう。
- (5) 次期作付のために早期復旧が必要である旨の相談を受けた場合には、応急本工事の実施について、県出先事務所と協議します。

2 県出先事務所における具体的な行動

- (1) 被害の増破や二次被害の発生などが懸念される場合は、速やかな応急仮工事の実施について市町村等に助言します。
- (2) 応急仮工事・応急本工事は、災害復旧事業の補助対象となることから、工事実施前に被災状況の写真の撮影方法などを市町村等にアドバイスします。



(被災の事例)

- 農地・水路に土砂が堆積した
- 農地・水路・農道の法面が崩壊した
- 水路が流失した

写真撮影 (農家等)

農家からの一報

市町村担当の調査
(現地確認, 写真撮影)

被害の規模が大きい
(復旧費用が40万円以上※1)

いいえ

自力復旧が可能

はい

自力復旧や協働活動
等で対応

いいえ

市町村単独事業等
で対応
(激甚災害に該当した場合には農地等小災害復旧
事業債※2で対応可能)

被害箇所の増破防止, 時
期作付のため, 早期復旧
が必要

いいえ

被害の規模が大きい
(復旧費用が40万円以上※1)

はい

査定前着工で対応
増破防止等の仮設的な工
事である

いいえ

応急本着工で対応
様式に必要な事項を記載し, 県, 九州農政
局と協議をしてください

はい

応急仮で対応 (応急仮工事
の費用20万円以上※3)
事業実施主体の判断で実
施可能のため, 速やかに
対応してください

※1 国庫補助対象となる災害復旧事業は下記のとおり

- ① 1箇所の工事費が40万円以上のもの
- ② 1箇所の工事費とは, 同じ施設が被災した場合で, その被災箇所が150m以内の間隔で連続しているもの

※2 工事費13万円以上40万円未満/箇所工事費13万円未満/箇所

※3 1箇所の応急仮工事の費用が20万円以上のもので応急仮工事費を除く復旧工事費が40万円以上のもの

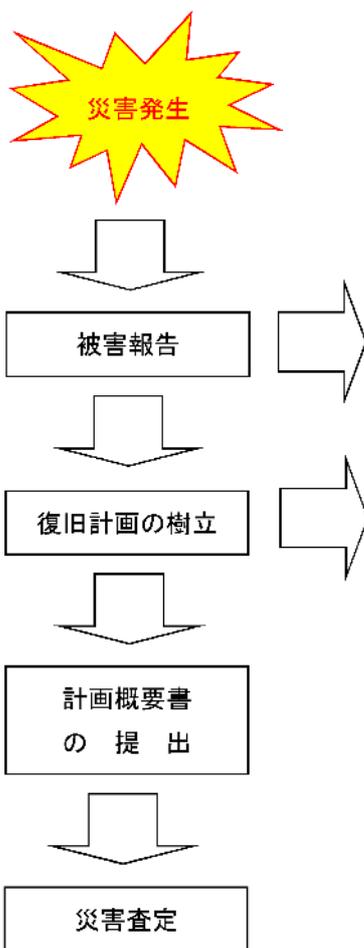
V 査定前着工の実施

査定前着工を積極的に活用

査定前着工は、災害査定を待たずに復旧工事に着手できる制度です。

特に大規模災害時など、復旧を急げば次の作付けに間に合う農地・土地改良施設の復旧や、農業集落排水施設のように生活に直結した施設を早急に復旧する必要がある場合には積極的に活用してください。

◆査定前着工の実施手続き



査定前着工（応急仮工事）

- 災害が発生し、そのまま放置すると被害が拡大するおそれがある場合に、必要に応じて事業主体の判断で実施した応急仮工事（仮設的な工事）も国庫補助対象となります。
- 補助対象となるのは、1箇所の応急仮工事の費用が20万円以上のもので、応急仮工事を除く復旧工事費が40万円以上のものです。

査定前着工（応急本工事）

- 応急本工事は、復旧計画樹立後、災害査定を待たずに緊急に実施する復旧工事です。
- 応急本工事は、県を通じて農政局に申請し、承認（早ければ即日）後に工事に着工します。
- 申請に必要な書類は下記のとおりで、メールでの送付と電話による対応も可能となっています。
 - ・申請書（被災概要、復旧方針、着工理由、概算工事費）、概略図、被災写真など、最小限の資料で申請できます。

【査定前着工の留意事項】

災害復旧事業費と認められるためには、災害査定時までに工事実施中の写真、出来形管理図書、出役人夫・購入資材・工事費支払額等が確認できる証拠書類、請負契約関係書類を整理しておく必要があります。

1 市町村における具体的な行動

- (1) 応急仮工事は事業実施主体（市町村）の判断でできますが、応急仮工事を実施する場合には、「査定前着工制度（応急仮工事）にかかる各項目のチェック」を活用し判断します。
- (2) 応急本工事は、県を通じて農政局と協議し、協議後に工事に着工することとなりますが、応急本工事を実施する場合には、「査定前着工制度（応急本工事）にかかる各項目のチェック」と「査定前着工（応急本工事）協議について」を作成し、県出先事務所へ提出します。

| 査定前着工制度（応急本工事）の申請にかかる各項目のチェック | | | (様式1) | 文書番号 年月日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------------------------|--|-------------|------------|---------------------------------|------------------------------------|--|---------------------------|--------------------------|------------------------------------|--------------------------|--------------------------------------|--------------------------|--------------------------------|--------------------------|-------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------|--|
| 事業実施主体の名称 | | | 都道府県知事 宛て | 事業実施主体名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県 名 | | | 査定前着工（応急本工事）協議について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市 町 村 名 | | | このことについて、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第14.1に基づき査定前着工したいので協議します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所 在 地 | | | <table border="1"> <tr> <td>①施工場所（所在地）</td> <td>例：〇〇県〇〇市〇〇地内（場所が特定できるように記載すること）</td> </tr> <tr> <td>②被災状況（災害要因等）</td> <td>例：〇月〇日〇時からの雨により、排水路の山側の法面が崩壊し、水路・道路を塞いでいる。</td> </tr> <tr> <td>③査定前着工申請理由</td> <td>選択して下さい</td> </tr> <tr> <td>④復旧内容</td> <td>選択して下さい</td> </tr> <tr> <td>⑤申請工種</td> <td>選択して下さい</td> </tr> <tr> <td>⑥概算金額（応急本工事）</td> <td>選択して下さい</td> </tr> </table> | | ①施工場所（所在地） | 例：〇〇県〇〇市〇〇地内（場所が特定できるように記載すること） | ②被災状況（災害要因等） | 例：〇月〇日〇時からの雨により、排水路の山側の法面が崩壊し、水路・道路を塞いでいる。 | ③査定前着工申請理由 | 選択して下さい | ④復旧内容 | 選択して下さい | ⑤申請工種 | 選択して下さい | ⑥概算金額（応急本工事） | 選択して下さい | | | | | | |
| ①施工場所（所在地） | 例：〇〇県〇〇市〇〇地内（場所が特定できるように記載すること） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②被災状況（災害要因等） | 例：〇月〇日〇時からの雨により、排水路の山側の法面が崩壊し、水路・道路を塞いでいる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③査定前着工申請理由 | 選択して下さい | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④復旧内容 | 選択して下さい | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤申請工種 | 選択して下さい | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥概算金額（応急本工事） | 選択して下さい | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>チェック項目</th> <th>チェック内容</th> <th>チェック数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">1. 事業実施主体（市町村）のチェック</td> <td>市町村職員が災害復旧事業の担当職員（担当職員等）に委任してあるか確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>被災は同河川の堤防、農地等施設に被害しているか確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>事業内容等（例：応急復旧作業を行うことが必要と認められる内容か確認）</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>応急仮工事に関する必要書類（説明する場合は事業実施主体が判断で決定可能）</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>査定前着工の復旧内容等が他の事業費が10万円以上となるか確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>被災が農地等に限定されているか確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>応急本工事に該当しない職員が担当していないか確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table> | | | チェック項目 | チェック内容 | チェック数 | 1. 事業実施主体（市町村）のチェック | 市町村職員が災害復旧事業の担当職員（担当職員等）に委任してあるか確認 | <input type="checkbox"/> | 被災は同河川の堤防、農地等施設に被害しているか確認 | <input type="checkbox"/> | 事業内容等（例：応急復旧作業を行うことが必要と認められる内容か確認） | <input type="checkbox"/> | 応急仮工事に関する必要書類（説明する場合は事業実施主体が判断で決定可能） | <input type="checkbox"/> | 査定前着工の復旧内容等が他の事業費が10万円以上となるか確認 | <input type="checkbox"/> | 被災が農地等に限定されているか確認 | <input type="checkbox"/> | 応急本工事に該当しない職員が担当していないか確認 | <input type="checkbox"/> | [査定前着工（応急本工事）協議について] | |
| チェック項目 | チェック内容 | チェック数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 事業実施主体（市町村）のチェック | 市町村職員が災害復旧事業の担当職員（担当職員等）に委任してあるか確認 | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 被災は同河川の堤防、農地等施設に被害しているか確認 | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事業内容等（例：応急復旧作業を行うことが必要と認められる内容か確認） | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 応急仮工事に関する必要書類（説明する場合は事業実施主体が判断で決定可能） | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 査定前着工の復旧内容等が他の事業費が10万円以上となるか確認 | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 被災が農地等に限定されているか確認 | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 応急本工事に該当しない職員が担当していないか確認 | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [応急本工事に係るチェックリスト] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2 県出先事務所における具体的な行動

- (1) 応急仮工事に係る事業実施主体（市町村）の判断について、必要に応じて助言・指導を行います。
- (2) 応急本工事について、事業実施主体（市町村）から査定前着工資料が提出された場合には、必要に応じて現地調査を行った上、内容を確認し本庁へ提出します。

3 本庁における具体的な行動

- (1) 各県出先事務所を経由して査定前着工資料が提出された場合には、内容を確認し、九州農政局に提出します。
- (2) 九州農政局と協議後、速やかに県出先事務所を通じて事業実施主体（市町村）に通知します。

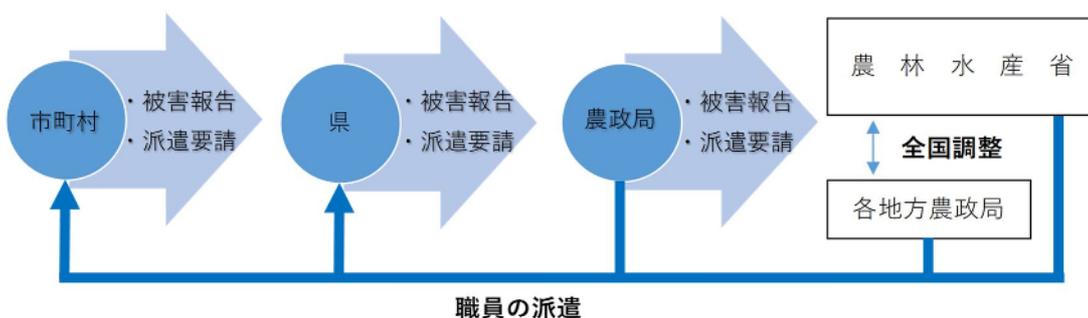
VI 国やかごしま水土里ボランティアへの支援要請

災害復旧のスペシャリストの活用

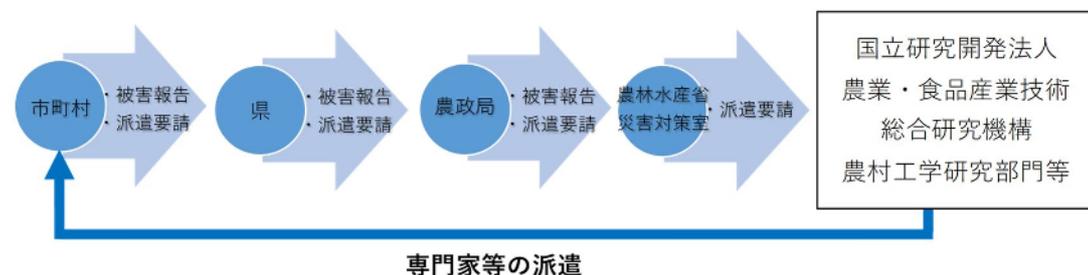
大規模災害時のマンパワー不足に対応するため、国の農業農村災害緊急派遣隊（MAFF-SAT）や、かごしま水土里ボランティア※1などの活用を検討しましょう。

また、二次災害防止のための応急対策やため池等の復旧工法の検討など、高度な技術が必要な場合の専門家等を派遣する支援制度もあります。

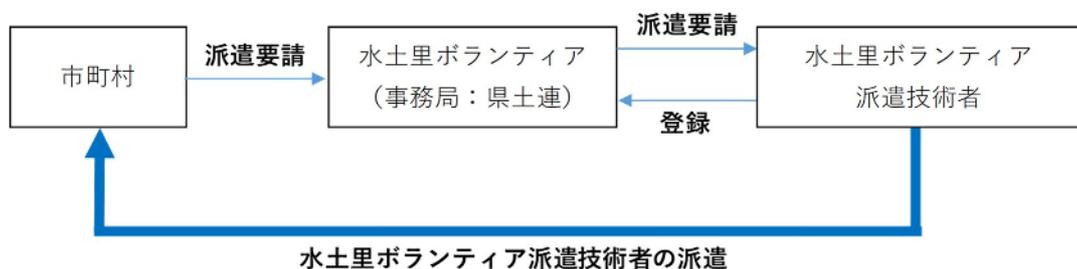
○国からの応援技術職員（ MAFF-SAT ）の派遣



○災害初動時専門家等の派遣



○水土里ボランティア技術者の派遣



※1 正式名称：「特定非営利活動法人かごしま水土里ボランティア」

この法人は、鹿児島県の農業農村整備事業の円滑な推進と、土地改良施設への点検・保全による施設の長寿命化・予防保全を図るとともに、災害復旧等に対する行政等への支援を通じ、県民の福祉と農業・農村の振興に寄与することを目的とする。（参照：同法人定款より）

MAFF-SAT（農林水産省サポート・アドバイス・チーム） ～農林水産省の職員派遣による支援～

農林水産省農村振興局では、農地・農業用施設が被災した際、MAFF-SATとして、被災自治体に職員を派遣し、迅速な被害の把握や早期復旧を支援しています。

支援の内容

派遣された職員は、①初期情報収集、②緊急概査、③技術支援を行います。
また、必要に応じ試験研究機関等への専門家の派遣要請を行い、合同で調査及び支援を実施します。



都道府県・市町村等からの要請により派遣を行うほか、災害の規模(基大性、広域性)等によりプッシュ型で派遣を行います。

①初期情報収集

今後の支援の必要性を判断するため、被災の範囲・規模、応急対策の必要性、被災自治体の要望等に関する基本情報の把握を行います。

②緊急概査

農地・農業用施設の被災状況(箇所、面積)の把握や被害額の算出等に関する支援を行います。

③技術支援

被災した農地・農業用施設の応急対策の実施や災害復旧計画の工法の検討等に関する技術的な支援を行います。

本格復旧着手



①初期情報収集



②緊急概査



③技術支援

「特定非営利活動法人 水土里ボランティア」 (NPO法人 水土里ボランティア)

事務局 〒892-8543 鹿児島市名山町10番22号 土地改良会館内
所在地 TEL 099-225-6233 FAX 099-239-8399 E-mail:koutiob@asunoyume.net

農村災害の技術支援に関する事業

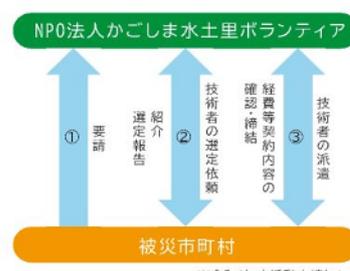
▶ 農地や農業用施設の災害復旧にあたって、災害のあった市町村からの要請にもとづき、農村災害専門技術者を派遣し、技術的支援を行います。

災害発生時の技術支援要請にかかる手続き

- ① 被災市町村は、NPO法人かごしま水土里ボランティアに対して農村災害復旧専門技術者(以下「専門技術者」という)の派遣を要請します。
- ② NPO法人かごしま水土里ボランティアは、市町村の要請内容に応じて専門技術者を選定し、紹介します。
- ③ 被災市町村は、NPO法人かごしま水土里ボランティアと直接、支援内容や経費等について確認・調整し契約のうえ、専門技術者が派遣されます。
※旅費・交通費は市町村負担になります。

派遣技術者(専門技術者)の支援内容

- ① 災害発生時から被害報告まで(初動対応)
 - ア 被災箇所ごとで申請の適否判定
 - イ 未成工事等の申請適否判定
- ② 被害報告から災害査定まで
 - ア 被災箇所ごとの原因の特定と復旧工法案の助言・指導
 - イ 被災箇所の合併や一箇所工事の適否判定
 - ウ 応急工事の適否判定と工法検討
- ③ 災害査定から工事完了まで
 - ア 計画変更内容等、補助事業での適否判定
 - イ 現場条件の変化による工法検討



1 市町村における具体的な行動

- (1) 初動時の被害状況調査、被災した農地・農業用施設の測量・設計作業、査定設計書の作成等の技術支援が必要な場合は、県を通じて技術者の派遣要請を行います。
- (2) 農地・土地改良施設の被害状況の調査、応急対策・復旧工法の助言等の支援が必要な場合は、かごしま水土里ボランティア（事務局：県土連）へ派遣技術者の派遣要請を行います。
- (3) ため池の被災など、応急対策や復旧に高度な技術的判断が必要な場合は、電話などにより早急に県出先事務所へ被害状況の報告と専門家等の派遣要請を行います。

2 県出先事務所における具体的な行動

市町村から国への支援要請があった場合は、「派遣先、受け入れ人数、派遣期間、業務内容」などの要望を把握し、本庁に報告します。

3 本庁における具体的な行動

- (1) 県出先事務所を通じ市町村から国への支援要請があった場合は、要望内容を整理し、九州農政局へ派遣要請等を行います。
- (2) 被災地域の復旧に向けた課題や要望などを踏まえ、災害復旧事業の活用に当たり、支障となる事案がある場合は、改善策を国に対して要請します。

VII 県の支援体制

作業の平準化と迅速化

市町村から支援要請を受け、その市町村を管轄する県出先事務所のみでは対応が困難な場合は、本庁や他の県出先事務所から応援職員を派遣します。

また、大規模災害時などでは、「県受託※1」の活用についても検討し、作業の平準化と迅速化を図ることが重要です。

1 県出先事務所における具体的な行動

- (1) 市町村から支援要請を受け、県出先事務所のみでは対応が困難な場合は、支援が必要な「人数、期間、業務内容（調査・設計・積算等）」などを、速やかに本庁に報告します。
- (2) 応援職員の業務状況を踏まえ本庁に対して派遣人数の調整を依頼します。
- (3) 市町村や関係団体から「県営災害復旧事業」として要請があった場合には、施設財産を所有しているのは誰か、一定以上の規模で高度の技術を必要とするものかなど、県営事業として実施すべきものか確認します。
- (4) 上記の結果、県営事業として実施することが適当と判断した場合には本庁へ報告します。

2 本庁における具体的な行動

- (1) 被災した市町村を管轄する県出先事務所のみでは対応が困難な場合は、速やかに農政部関係課と各出先事務所に対して、派遣可能者、派遣可能期間などを聞き取り、それを取り纏めた「応援派遣可能者リスト」を作成します。
- (2) 県出先事務所の作業を平準化するため、事務所間の調整を行います。
- (3) 県内の人員では対応できない場合は、国や全国知事会を通じて、国職員や他県職員の応援を要請するとともに、県土連を通じて、全土連に他県土連からの応援要請を行います。
- (4) 県出先事務所を經由して市町村や関係団体から「県受託」として申請があった場合は、内容を審査し、受託する事を決定した場合は、その旨を県出先事務所を通じて、市町村や関係団体へ通知します。

※1 県営事業実施中及び県が施設財産を所有している場合、もしくは高度な技術を必要とするものの場合、県が受託して実施することもあります。

Ⅷ 現地視察に対する対応

情報を共有し、関係者が連携して対応

甚大な被害が発生した場合、国会議員や県議会議員などによる被災地視察が行われることがあります。視察対応にあたっては、視察目的や地元要望、現地における課題を市町村や県、関係団体（土地改良区やＪＡ等）などで情報共有し、連携することが重要です。

1 本庁における具体的な行動

- (1) 九州農政局防災課や農政課などから、国会議員や県議会議員などによる被災地視察に関する情報を入手した場合には、速やかに県出先事務所を通じて関係市町村や団体と情報共有を図ります。
- (2) 現地視察における本庁の対応者（同行者）を速やかに決定し、日程に合わせて行程表を作成するとともに、県出先事務所や市町村等における対応者の調整を行います。
- (3) 視察目的や地元要望、現地における課題を市町村や県、関係団体（土地改良区やＪＡ等）などで情報共有し、整理します。
- (4) 現地視察に係る説明資料は、被災状況や地元要望等を踏まえ県出先事務所などと連携して作成します。また、作成した資料等は、誰でも活用可能なように、共有ドライブなどに保存しておきます。
- (5) 現地視察が終了した後、速やかに議事録を作成し、農政部関係課、県出先事務所や市町村等、関係機関と共有します。

IX 当該年度業務の取扱い

緊急度・重要度を見極めて対応

大規模災害時には、県土連や測量設計コンサルタント、建設業者は災害復旧対応を優先することとなるため、通常業務に手が回らなくなる可能性が高くなります。

このため、その業務が頭首工など是が非でも完了させなければならないものなのか、先送りできるものなのかを見極め、今後の対応について地元（土地改良区等）と調整を行う必要があります。

1 市町村における具体的な行動

通常業務を継続するか、来年度以降に先送りするか、関係団体（土地改良区等）の意向を確認するとともに、課題を整理し県出先事務所と協議します。

2 県出先事務所における具体的な行動

市町村や関係団体（土地改良区等）と、通常業務を継続するか、来年度以降に先送りするか協議調整し、本庁と対応について協議します。

3 本庁における具体的な行動

通常業務の進捗状況及び今後の見通し、予算調整及び繰越の可能性について県出先事務所とヒアリングを行います。

<基本的な考え方>

- ① 年度内完了が見込まれない業務は、関係団体（土地改良区や市町村等）と調整・確認を行った上で、来年度以降に予定します。
- ② 頭首工など年度内に完了させなければならない工事は、請負業者と十分調整し完成を目指します。
- ③ 発注時期が遅くなり工期が十分に確保できない工事については、中止による来年度施工なども検討し、適切に繰越手続きを行います。
- ④ 災害を理由とし安易な繰越は行いません。

X 県の農地・農業用施設災害復旧事業に係わる支援について

迅速な意思決定と的確な指示

県は、災害復旧の主体となる市町村等の体制整備や県土連との連携を指導支援していく中で、被災地域を所管する県出先事務所だけでは対応が困難と判断した場合には、他の県出先事務所や関係機関との調整により、不足するマンパワー、復旧支援に必要な「即戦力」を確保します。

このため、各県出先事務所農村整備課及び農政部関係課による支援体制を確立し、査定方針の決定や農業土木技術者の調整、国や他県等への支援要請などを行います。

【支援基準】

- ・ 震度6弱以上の地震、特別警報等で甚大な被害が発生している場合
- ・ その他、災害が発生し又は発生のおそれがある場合で農政部長が必要と認めるとき

【協議事項】

- ・ 被災市町村への支援に関する次の事項について協議・調整を行い、復旧支援を推進します。
 - ① 被災状況の情報収集及び把握について
 - ② 被災市町村又は所管県出先事務所への技術的支援について
 - ③ 被災市町村への支援計画について
 - ④ 災害復旧事業の実施について など

1 市町村における具体的な行動

県出先事務所から大規模災害対応を開始する旨の連絡を受けた場合には、本マニュアルに基づく行動を開始します。

2 県出先事務所における具体的な行動

本庁から大規模災害対応を開始する旨の連絡を受けた場合には、管内市町村に周知するとともに、本マニュアルに基づく行動を開始します。

3 本庁における具体的な行動

農地や農業用施設が複数の市町村にまたがる広範囲な地域で甚大な被害が

発生した災害（大規模災害）を確認した場合には、本マニュアルに基づく大規模災害対応を開始する旨を、事務局を担う農地保全課が農政部関係課と県出先事務所、県土連等などに周知します。

さいごに

本マニュアルは、昨今の災害の頻発化や激甚化を受け、大規模災害発生直後までの対応を詳細にとりまとめたものになります。

発生以降の対応は目安としてタイムラインに記載していますのでご活用ください。

なお、本マニュアルを作成するにあたっては、以下に記載のマニュアルを参考に作成しました。オリジナル版を参照されたい場合は、アドレス等を記載しておりますのでご覧ください。

また、地震対応については、東日本大震災を契機に「農業・農村震災対応ガイドブック2018」を福島県が公表しておりますので、同様の事案が発生した場合には参考に初動対応をお願いいたします。

最後に、本マニュアルが関係する皆様の緊急時対応の一助となれば幸いです。

令和7年3月 農地防災係 災害復旧事業担当者

鹿児島県

「農地・土地改良施設の大規模災害対応マニュアル」

令和7年3月版

鹿児島県農政部農地保全課農地防災係

鹿児島市鴨池新町 10-1 099-286-3281

参考：栃木県「農地・土地改良施設の大規模災害対応マニュアル」

https://www.pref.tochigi.lg.jp/g07/saigai_manual.html



→大震災が発生したら「農業・農村震災対応ガイドブック2018」を参照

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36045a/shinsaitaiougaido.html>

